羽生市女性センター跡地物件に関する質問及び回答

質問番号	質問内容	回答
1	当該物件の東側隣地境界ブロックのベース等が越境していた場 合の対応	境界の立ち会いについては、令和5年12月13日に隣接者立
		ち会いのもと実施し、承諾書を交わしておりますが、市有地売
		払い一般競争入札実施要領にある建物解体撤去条件付き土地売
		買契約書(案)第20条第1項に記載のとおり、「買受人は、こ
		の土地の引渡しを受けた後、この土地の境界について第三者と
		の間に疑義が生じたときは、買受人の責任において処理するも
		のとする。」こととさせていただきます。
2	┃ があります。	お見込みの通り2ヶ所とも南西の位置に新設されたゴミ置場に
		移設となります。
		ただし、有地売払い一般競争入札実施要領35ページ⑬のとお
		り、このゴミ置場はすでに居住している近隣住民の方が使用す
		ることを想定しております。
3		「4-16」の敷地については、現状では舗装や囲い等の施工は行
		わない見込みです。
		ただし、今後、コンクリートによる舗装や囲いの設置を行う可
		能性がございます。新設住宅の住民の市有地の通り抜けは、で
		きません。

質問番号	質問内容	回答
4	敷地南側にある防犯灯の移動または撤去はどうなるのか	防犯灯の灯具については、移設済みです。防犯灯の柱については、残置されております。市有地売払い一般競争入札実施要領にある建物解体撤去条件付き土地売買契約書(案)第12条第3項に「指定期日以後の本件建物等の管理及び解体撤去に伴う一切の費用は、買受人の負担とする。」とあり、今回の売買が市有地売払い一般競争入札実施要領にある建物解体撤去条件付き土地売買契約書(案)第2条のとおり、現状有姿で行われるものであることから買受者での撤去となります。
5	既存建物内に残置物はあるのか ある場合の撤去はだれが処分するのか	残置物は存在します。 市有地売払い一般競争入札実施要領にある建物解体撤去条件付き土地売買契約書(案)第12条第3項に「指定期日以後の本件建物等の管理及び解体撤去に伴う一切の費用は、買受人の負担とする。」とあり、市は、撤去及び費用負担はいたしません。なお、市有地売払い一般競争入札実施要領の34ページにも記載の通り、内部の残存物についても、買受者での撤去となります。
6	既存建物の杭の有無 有の場合、質、本数、長さや口径	鑑定時に図面を確認しており、杭は存在します。材質はRC、本数は83本、長さ10m、口径は300mmです。 なお、杭の撤去については、解体費として計上しております。 詳しくは図面の閲覧が可能ですので、お申し付けください。

質問番号	質問内容	回答
7	防火水槽は必要か 必要の場合、いくつのをどこに入れるのか	羽生市開発指導要綱第21条第1項において、「消防に必要な施設の設置について、消防法(昭和23年法律第186号)の規定に従い、主管課と協議しなければならない。」となっております。また、防火水槽の構造については、同要綱第21条第2項に定めがあり、設置規模について、同要綱第21条第3項定めがあります。そのため、開発を行う際には、まちづくり政策課及び消防本部警防課と事前協議の必要があります。
8	地中埋設物が出てきた場合は、市の方で撤去するのか	市有地売払い一般競争入札実施要領にある建物解体撤去条件付き土地売買契約書(案)第12条第3項に「指定期日以後の本件建物等の管理及び解体撤去に伴う一切の費用は、買受人の負担とする。」とあり、市は、撤去及び費用負担はいたしません。
9	確定測量成果簿は契約した際にもらえるのか	隣接地との境界立ち会いを実施した際の測量資料及び確認書等 の写しを提供することは可能です。